

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	子ども政策課

契約業者名・住所	母子モ株式会社・東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー35F
工事等の名称	まつどDE子育てアプリ（母子モ）サービス利用契約
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種別	サービス利用
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	660,000円
工事等の概要	子育てに関する情報発信が可能な子育てアプリの利用
随意契約の理由	<p>本市では、子育て世帯にとっての情報収集ツールであるスマートフォンのコンテンツを強化するとともに、「まつどDE子育て」ホームページ（松戸市ホームページ含む）と連動させ、必要な情報を必要な人に分かりやすく提供できる一元的な情報発信が可能な子育てアプリを導入し、平成29年12月1日から稼働開始している。</p> <p>現在、子育てアプリの安定稼働を図りつつ、継続的な利用に向けて運用することが、市民サービスを低下させないための課題である。</p> <p>システムにおける障害等を未然に防ぎ、業務を支障なく遂行するには、導入時に公募型プロポーザルにより選定され、子育てアプリの開発を行った株式会社エムティーアイが望ましい。株式会社エムティーアイは、令和3年10月1日をもって分割され、母子モ株式会社が子育てアプリの事業を継承し、以降継続してアプリの運営を行っている。そのため、母子モ株式会社が本業務を履行するに最も適当な事業者である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第</p>

	<p>1号の規定を適用し、上記選定業者と随意契約することが妥当かつ適法であると思料する。</p>
--	--